

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
45	療育手帳交付等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は療育手帳交付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

越谷市長

## 公表日

令和7年9月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	療育手帳交付等に関する事務
②事務の概要	埼玉県療育手帳制度要綱及び「療育手帳制度について」厚生事務次官通知(昭和48年9月27日厚生省発第156号)に基づき、対象者に療育手帳を交付している。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①療育手帳の申請の受理、その申請に係わる事実についての審査、応答に関する事務 ②療育手帳の返還に関する事務 ③療育手帳交付台帳の整備に関する事務 ④氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの受理、その届出に係わる事実についての審査、応答に関する事務 ⑤療育手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
知的障害者更生指導台帳、療育手帳交付等受付事務(障害児)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項、別表8、50の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 なし 【情報照会】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障害福祉課 子ども家庭部子ども福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越谷市総務部総務課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	越谷市福祉部障害福祉課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9164  越谷市子ども家庭部子ども福祉課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9172

9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。</li> <li>・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリをしようする場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。</li> <li>・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。</li> <li>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</li> </ul>	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="radio"/> ] 外部監査
<b>10. 従業員に対する教育・啓発</b>	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [            十分に行っている            ]
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [            十分である            ]
判断の根拠	<p>団体内統合宛名システムへのアクセスが可能な職員は、指紋認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月11日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉総合システム	福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	評価書の見直し
令和7年9月11日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	知的障害者個人台帳	知的障害者更生指導台帳、療育手帳交付等受付事務(障害児)	事後	評価書の見直し
令和7年9月11日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 2 番号法第9条第1項、別表第一の7の項及び33の3の項	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表8、50の項	事後	番号法改正
令和7年9月11日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 ②法令上の根拠	実施する 番号法第19条第8号 別表第二の10の項	実施しない 【情報提供】なし 【情報照会】なし	事後	記載誤りによる記載事項の修正
令和7年9月11日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 上記2項目の「いつ時点の計数か」欄	1. 対象人数 令和3年3月31日時点 2. 取扱者数 令和3年12月1日時点	1. 対象人数 令和7年7月1日時点 2. 取扱者数 令和7年7月1日時点	事後	評価書の見直し
令和7年9月11日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く)	[○]提供・移転しない	[ ]提供・移転しない 十分である	事後	記載誤りによる記載事項の修正
令和7年9月11日	IV リスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない(入手) 十分である [ ]接続しない(提供) 十分である	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	記載誤りによる記載事項の修正
令和7年9月11日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である/判断根拠の記載	事後	様式変更による記載事項の追加
令和7年9月11日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である/判断根拠の記載	事後	様式変更による記載事項の追加